

北海道自然保護協会

1971 南喜岳と夕張連峰—芦別岳より—

昭和46年3月

No. 10

協会活動状況

△昭和四十五年度▽

(特別の記事のないものはすべて植付園において)

●九月十七日(木)

常任理事会

午後五時より開催。

出席者—丹保、道土木部次長、齋藤(雄)、札幌営林局長、伊藤(秀)、井手、宮脇、明道、道林務部次長、石川、齋藤(春)、大場(北大文学部)、辻井、以上十三名。

九月十一日～十四日に行なわれた斜里海岸砂丘林と、ホタレン中斜里工場視察の報告があり、調査委員において報告書、ならびに見解のとりまとめを行なうことに決定。

本年度委託調査(自然保護計画策定調査)につき、植生調査の進行状況につき報告、九月中に各分野の委員による現地調査を行なうことに決定。

●九月二十三日(水)

札幌周辺調査

調査員—犬飼、宮脇、井手、伊藤(秀)、辻井、明道、齋藤(雄)、大場、石川、以上九名。

札幌—銭函—小樽—蘭島間を主に国道沿いに調査、蘭島で昼食後、朝里にもどり、ここからヘルベチア・ヒュッテ經由で定山溪に向った。薄別で現地討議を行なうてあと藤野、真駒内經由、札幌着後

解散。

●九月二十七日(日)

札幌周辺調査

調査員—石川、齋藤(雄)、井手、大場以上四名。

午前九時、植物園を出発、札幌—丘珠—花畔—石狩—当別—江別—広島—恵庭—漁川—支笏湖—札幌道路を経て、札幌へ帰着。その間、街路樹、景観、地形などを視察。

●九月三十日(水)

講演会

「自然保護のためのたたかい」午後六時より北大タラータ会館で開催。参加者二十九名。

アメリカ、シエラ・クラブ前会長タラータ博士の来道を機会に、北大山の会と合同で講演とスライドの会を開催した。

●十月十三日(火)

苫小牧視察

視察員—石川、伊藤(秀)、井手、辻井以上四名。

新産業都市として飛躍的な発達をみせている苫小牧市周辺の自然保護問題を視察、検討のために四名の理事を派遣した。現地視察のあと、苫小牧市民会館で苫小牧郷土文化研究会(同協会会長ほか)、苫小牧市役所の関連諸係と懇談。地元からは主として、ウトナイ湖を中心とする地域の保護要請が出された。

●十月十五日(木)

常任理事会

午後五時より開催。

出席者—齋藤(春)、田川、石川、渡辺

井手、佐々木(札幌営林局)、宮脇、林、高桑、高橋、齋藤(雄)、辻井、鳥谷(道土木部)、皆川(道林務部)、田口(開発局)、丹保、以上十六名。

十月十三日、視察の苫小牧周辺の報告あり、保護すべき地域としてウトナイ湖およびその上流が指摘された。この地域の所有と面積をたしかめためて考えることになった。

自然公園内の道路建設に当たっては、風致に影響を与えないような設定が行なわれるべきであるとし、道路構造令の特例を大幅に適用するよう、要望することに決定。

斜里海岸保安林について、調査員のとりにまとめによる見解を発表。各地で講演ないし懇談会を開いて、地方の重要問題を取り上げること、および地方支部を育成する方針を承認する。

●十一月十三日(金)

第三十五回理事会

午後四時より開催。

出席者—齋藤(春)、蝦名(道土木部)、小池(北電)、坂本、宮脇、高橋、鳥倉、東条、辻井、高橋(札幌営林局)、栃崎(北炭観光)、寺崎、木村(道林務部)、伊藤(秀)、井手、以上十五名。

斜里海岸保安林問題につき、要望書(案)を提出、検討のうえ、各方面へ提出を決定。

前回の理事会提出の自然公園内道路につき、具体的に箇所をあげることとし阿寒横断道路、然別湖畔道路につき検討。函館山の自然保護問題につき地元市民か

らの要望あり、なるべくは現地で検討することが望ましいとの意見が出された。

●十一月二十日(金)

第一回例会

「昔の山、今の山」伊藤秀五郎

午後六時 北大タラーク会館で開催。

参加者—二十二名。

第一回例会として、伊藤秀五郎理事による講演会を北大山の会と合同で開催。

まず橋本誠二氏の美しいスライド映写があった後、伊藤秀五郎氏より表題の件に関して興味深いお話であり、そのあと氏の詩の朗読も加わって、聴衆はまことに深い感銘をおぼえた。

●十一月二十七日(金)二十九日(日)

函館談話会

参加者—協会側より斎藤(春)、井手、辻井の三名出席。

函館市立博物館会議室で開催。市役所担当官、市民約二十名が出席、活発な意見交換が行なわれた。(談話会の前に、函館市立博物館・石川政治館長のお世話で、函館山観光道路の視察を行なった)。

●十二月三日(木)

緊急理事会

午後四時より林業会館で開催。

出席者—佐々木(札幌管林局)、金光、坂本、井手、楡金、伊藤(秀)、斎藤(春)、高桑、宮脇、犬飼、斎藤(雄)、小寺(道土木部長)、寺崎、丹保、大場(北大文学部)、石川、島倉、木村(道林務部)、辻井、以上十九名。

斜里海岸保安林問題につき十一月二十八日、道側から①ホクレンは廃水浄化の

企業努力をする。②漁協側は国の基準以下の範囲内で、斜里川への排水を認める。③廃水浸透池の面積を二五ヘクターに縮小する。という提案が出された。本件につき道側の説明があった後、検討が行なわれた結果、本業には承服しがたいとの結論に達し、再度、要望書を提出することになった。

●十二月十二日(土)

道公害課長、井手研究室に來訪。丹保辻井両委員を交えて、斜里のホクレン工場の廃液処理方法についてつっこんだ話あいがなされたが、諒解点には達し得なかった。廃液処理については、なお事前

に種々予備調査などがなされるべきで、また廃液処理についても一層の努力が望ましい旨、公害課長に要請した。

●十二月十七日(木)

委託調査レポート検討会

午後五時より開催。出席者—伊藤(秀)、大場、井手、辻井以上四名。

●昭和四十六年一月十三日(水)

第三十六回理事会

午後二時より開催。出席者—川端(道土木部)、伊藤(秀)、比田井(札幌管林局)、石塚(札幌管林局)、斎藤(春)、坂本、東条、斎藤(雄)、千葉(王子製紙)、笠羽(開発局)、枋崎(北炭観光)、木村(道林務部)、小山(雪印)、春

一応、調査資料のとりまとめが終わったので最終的検討を行ない、正本と図面を月末までに道に提出、印刷を月中旬までに仕上げることに了承。

日、工藤(道土木部)、井手、以上十六名。

阿寒国立公園周湖畔道路の建設計画問題につき、阿寒国立公園管理事務所長からの資料、ならびに意見書が到着したので本件を審議、道路計画に反対の態度を決定。

美々川流域の自然保護に関し、会長より土地所有関係の調査要望があり、改めて苦小牧郷土研究会を通して調査することとなった。

●一月二十日(水)

常任理事会

午後二時より開催。出席者—井手、斎藤(春)、辻井、中島(道林務部)、島谷(道土木部)、三浦(道土木部)、以上六名。

前回審議された摩周湖畔道路問題につき、要望書原案を提示、承認された。環境庁に自然保護部門をふくめることについて検討が行なわれ、自然保護行政の一元化と強化を要望するとともに、日本自然保護協会の態度をたしかめること

●一月二十二日(金)

第二回例会

「石狩低地帯と植物」 辻井差一

午後六時より開催。

参加者—二十三名。

第二回例会として、辻井幹事により講演とスライドの会を日本山岳会北海道支部と合同で開催。第一回例会とはまたちがった多数の来会者あって種々活発な質問応答あり、非常に有意義であった。

●二月十二日(金)

委託調査報告説明会

午後二時より自治会館で開催。

四十五年度委託調査報告の説明会が開かれ、本会より明道、大場、辻井各理事幹事が出席、二時間にわたり説明、ならびに質疑応答が行なわれた。

と決定。

函館山観光道路の延長問題について道土木部の説明をうけ、自然保護に留意した措置がとられるように要望することと決定。

●一月二十二日(金)

第二回例会

「石狩低地帯と植物」 辻井差一

午後六時より開催。

参加者—二十三名。

第二回例会として、辻井幹事により講演とスライドの会を日本山岳会北海道支部と合同で開催。第一回例会とはまたちがった多数の来会者あって種々活発な質問応答あり、非常に有意義であった。

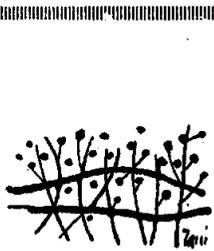
●二月十二日(金)

委託調査報告説明会

午後二時より自治会館で開催。

四十五年度委託調査報告の説明会が開かれ、本会より明道、大場、辻井各理事幹事が出席、二時間にわたり説明、ならびに質疑応答が行なわれた。

陳情書、要望書
意見書、回答文書



ホクレン中斜里製糖工場・同濃粉工場にかかる廃液処理計画についての見解

北海道自然保護協会は、斜里海岸保安林に関する標記ホクレン工場の廃液処理計画について、九月十二、十三の両日に

わたり調査員（北大理学部教授石川俊夫（地質学）、工学部教授丹保憲仁（衛生工学）、農学部教授齋藤雄一（林学）、助教授辻井達一（植物生態学））を派遣して調査を行ない、以下に述べる結果を得た。（十月十五日開催の常任理事会に報告検討が行なわれた）。

- 一、処理場計画地は斜理管林管内の海岸防潮保安林内であって、樹高一〇～二〇m、胸高直径五〇～八〇cmにたつするミズナラ、カシワを主林木とする北海道有数の砂丘林所在地である。
- 二、処理場が設けられた場合、残存樹林帯の幅はところによってきわめて狭くなり、効果は著しく低下する。
- 三、網走国定公園第二種特別地域に含まれるところであって、かつ、斜理海岸草原として天然記念物指定の行なわれている地域に隣接する。このようなところに悪臭を放ち、風致的に好ましくない施設が大規模に設定されることは容認出来ない。
- 四、廃液量は、ほとんど中都市の有機廃水量に匹敵するもので、その処理に安易な計画を立てるべきではない。（ほぼ、札幌の下水水量に相当するものと考えられる）。
- 五、砂丘の浄化効果と、その持続性についての検討が十分ではない。三一haの計画地での長期間安定に、浸透処分を継続し得るか否か疑問があり、この場合、用地拡大の要求がおこる可能性が高い。（既設の小規模な貯溜施設ですでに能力低下が生じている）。

六、所要面積の計算に当って、浸透は海側と同時に陸側へも生ずるとする仮定（海側だけでは不十分で陸側へも必要とする）に立っているが、陸側に滲出して水の処分についての考慮が欠けている（耕地に対する問題と、海への負荷の問題）。

七、（六）に関連して、漁業関係者の意見では、これまでに廃水は海ではほとんど問題になっていないとされているが今後とも海への影響、漁業への影響について問題が生じないとする保証はない。

八、斜網澱粉工場の既設処理場は、スケールも二haときわめて小さいもので、（このデータが採用されているが）この処理場を通じての海への拡散については、これを標準値と考えることはむしろ危険である。

九、処理施設の経費比較において、保安林を含む貴重な自然を失う場合の自然損失分（これは一つの重大な社会損失と考えられる）の計上がなされておらず、比較は当然これを計上した上で他の処理法（陸上における生物、物理、化学的処理法）経費との間になされなければならぬ。

一〇、ビート廃液については、かなりの程度に負荷を落すことが可能であるから十分に処理したものを海に放流する方法が考えられるべきであること。
一一、澱粉廃液については生物処理は困難であるから、物理、化学的処理を行な

い、極力負荷を軽減して後、なんらかの方法で海に放流することが考えられるべきである。

三、以上の方法によって、必ずしも保安林の所在する砂丘を破壊することなく処理が行なえるはずであって、先きに述べるとき重要な森林、遺跡、砂丘植物群落、森林に生息する鳥獣類に影響を及ぼすことは極力回避されなければならない。

東ヌブカウシ山高山植物群落の保護について

HNCSS 第七四号

昭和四十五年十月三十日

帯広管林局長 沢田秀邦殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 啓

貴管林局管内河東郡士幌町ならびに鹿追町を通過する道道士幌然別湖線の設定にとまない、標記東ヌブカウシ山高山植物群落の破壊、盗採の問題が生じつつあります。

この件につき、本協会では先きに理事長ならびに協会会員が現地調査を行ないましたが、今後さらに十分な保護が必要と考えられる旨、理事会に報告がありました。

つきましては、所管管林署の監視態勢の強化、入林者への指導などを十分に行なっていたらたく、ここにお願ひ申し上げるものであります。

斜里町美咲地区防潮保安林の保護について

昭和四十五年十一月二十四日

HNCSS 第七五号

北海道知事 町村金五殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 啓

理事長 井 手 貴 夫

本地区にホテル中斜里工場液浸透計画のあることを聞知いたしました。本地区の防潮保安林はカシワ、ミズナラを主とした、本道においても最も代表的な美林であり、学術的にも貴重なものであります。かつ同地区は網走国定公園内にあって、先住民族穴居の遺跡の残存するもの多く、埋蔵文化財としてもきわめて貴重なものであります。

従って本協会はこの重大さにかんがみ、齋藤雄一理事（林学）、石川俊夫理事（地質学）、丹保憲仁理事（衛生工学）、辻井達一幹事（植物生態学）の各専門家に委嘱して現地調査の結果、調査委員の結論を全面的に諒承いたしました。

すなわち、斜里町美咲地区の防潮保安林は、本道海岸線における防潮保安林としてもっとも代表的な森林であり、かつ網走国定公園内にあって貴重な埋蔵文化財に富むところでありますので、ホテル中斜里工場液の処理に関しましてはできる限り工場内の処理能力を向上せしめた上、やむを得ざる場合に本防潮林外の砂浜を使用するか、あるいは他の適当な箇所を求めるべきであると考えます。

また伐採の結果が大きく、森林全体にも更に内陸耕地にも影響すること、ならびに将来への施設拡大にもなる更に大規模な森林破壊のおそれがあることを考慮せられ、本計画には防潮林を使用しないよう、ご指導ご配慮をお願いいたすしいであります。

工場に限らず、下水、廃液等はすべて完全なる事前処理を行なって、無害なものとして放出さるべきことはこれは自然保護の原則であるのみならず、今日の公害はすなわち自然保護をゆるがせにした結果でありまして、もはや廃液処理は、自然保護および生活環境保全の上から必要不可欠の前提条件であります。

斜里海岸地域の森林のみならず、河川も海もともに完全に保護されるよう、格段のご配慮ご指導をここにお願いたすゆえんであります。

ホクレン中斜里製糖および 澱粉工場廃水処理に伴う 有保安林の活用について

昭和四十五年十二月二十一日

北海道自然保護協会長

東条 猛 猪 殿

斜里川水系公害防止対策協議会

会長 斜里町長 藤谷 豊

貴協会は、ホクレン中斜里製糖および澱粉工場の廃水処理に伴う固有保安林内の浸透処理施設の造成に対し、根拠および網走管内農漁民の切なる願に反し自然保護の立場から終始反対の態度を示して

庭の来訪者

斎 藤 春 雄

今年の札幌地方は二月下旬になっても雪が少ないので、山の餌がとりやすいため小鳥の状態が例年にくらべ、かなり違っている。円山公園から二〇〇メートルと離れていない私の家の庭には、冬の間、毎日のように小鳥たちが集まってくるが、この冬はその数が多くなかった。何万粒もついているツルウメモドキの実が、例年ならば一月中にはほとんど食いつくされるのが、今年は二月も終わるのにまだ残っている。

野鳥が自然の餌を、どう食べているかが知りたいので、私の庭には餌木は植えてあるが、給餌台を置いていない。だから、餌の補充がきかないので、食べさせ方に工夫を要する。たとえば、キレンジャタの大きな群れがくると、せっかくのご馳走もみるみる減ってしまうので、いいかげん食べたころ今日これまでと帰ってもらう。要するに追い払われるのである。しかし、エゾヒヨドリ、ツグミ、シメナぞは数も少ないし、長くともまってもいないので、食べたいだけ食べさせることにしている。

追い払わなければならぬのはウソであるが、これももっぱらサタラやレンギョウの花芽をついばむので閉口している。黙って食べていれば判らぬのを、この鳥は必ず鳴きながら枝にとまるので家人の誰かに感ずかれることになるが、無神経なのか図々しいのか、ガラス戸をたたくくらいでは逃げ出さない。相変わらず、ホイ、ホイ鳴きながら大切な花芽を食べつづけているので、戸をあけて何かぶつけるということになる。



エゾアカゲラ

石炭ストーブのころは、毎日、石炭を投げるので、雪が消えると庭に石炭の露頭が出現したようになってきたが、いまの石油時代ではこれを投げることもできぬので、投石代用品を用意しているが、今年はほとんど使わないですんでいるのは、双方にとって結構なことといえよう。

キツツキは、思い出したようにときどき現われ、あやつり人形のような姿で家人を喜ばせているが、エゾアカゲラやエゾオアカゲラが多く、時には緑色のヤマゲラがくることもある。数年前にはタマガラが、大きな音で庭木をつつき家内を驚かせたが、その後は見かけない。

キツツキ類を呼ぶには、ブタの脂なぞを給餌すればよいのだが、自然食をたてまえとするわが家ではそれが無い。そして彼女らは、庭木や、エントツの支柱なぞをつついていて、昨年はエゾアカゲラに、自慢の白樺の門柱をつつかれ、大切な皮を大量にはがされてしまった。このことが新聞に出たらテレビ会社が撮りにきて、これがビール会社のコマーシャルに使われたそうだが、どうせひやかし半分のものだろうから私にとっては二重の被害をうけたことになった。

私はキツツキの仲間では、小さなエゾコゲラがもっとも好きなのだが、まだ一度も来てくれなかった。ところがこの一月末の朝に、遠慮がちに木をつつく音が小さくひびいてきたので、庭に出てみたら、思いがけなくかわいらしいエゾコゲラが、ハツカネズミのようにオンコの幹を走りまわっていたので、うれしかった。

(北方鳥類研究所長)

おりますが、下記により地域住民の願いを申し上げますのでその苦境をご理解のうえ、国有保安林の活用に協力されるよう強く要請いたします。

記

(1) 斜網地方の農業は気象条件から寒冷に強い馬鈴薯、甜菜を主産物としておりますが、これが農産加工の充実を農業振興上欠くことができない状況にあります。また漁業は、オホーツク沿岸一帯さけ・ますの主産地であり、総生産額の九〇%を占め、特にさけ・ますは清流を好むとともに母川回帰の特質をもっていることから、稚魚のふ化増殖は漁業の安定上これまた欠くことのできないものであります。

(2) したがって、農産加工の充実に伴う工場廃水の増加は河川海水に汚濁をきたし、漁業資源の衰退は勿論のこと河口隣接漁場においては漁獲減少を来している現状から、工場廃水の完全処理は、漁の恒久的安定上必要不可欠のものであります。

(3) 貴協会は、自然保護の目的は地域住民の生活環境の保全にあるとし国有林内の廃水処理施設設置に反対しているが、地域住民としてもこれを否定するものではない。しかしながら、森林のみを保護し河川、海魚等の自然破壊に意を用いないとするならば、同じ自然の中で特に地域住民の経済に直結する河川、海を黙殺していると判断せざるをえない。

(4) また、貴重な自然を失う社会損につ

いても決してこれを否定するものではなく共感するものであるが、この計画が一部企業の利潤追求によって生ずる問題ではなく、低位経済性にあえく畑作農業の地盤沈下を防ぎ、零細漁民の恒久的安定に資し地域住民全体の生活基盤確保のための必要欠くべからざる対策であるとともに、河川、海の自然を破壊から守ることを思えば若干の森林破壊による社会損は充分補償しているものとして黙認されるべきでないであろうか。

(5) 工場廃水の処理方法として現在最も効率の良い生物処理施設を整備してみても、冬期厳寒期における工場操業の実態から見て完全処理は不可能であるうえ、工場廃水量と斜里川の流量(津別川(Tsukube River)と斜里川(Sorachi River)とのバランスを考えると十勝川、釧路川のような大河川とは事情が全く異なっていることに注目しなければならぬ。

仮に多額の投資をした場合、農産物の加工処理は収益性の極めて低いものであることから加工率の増嵩をきたし、糖価から考え直接耕作農民の負担増となり、その経済性を益々低下させるものであります。

(6) 国有保安林内に浸透池を造成した場合、残存樹林帯の幅が狭くなり防風効果の低下が危ぐされるが、斜里地方の風向は春から秋にかけて農作物生育期間にはほとんど南東又は南西の風であって北又は北西の風は十月以降三月頃までの晩秋から冬期間の季節風であること

から、この保安林の機能低下が直接農作物の生育に障害を与える心配はほとんどない。

(7) また風致については、砂丘内の凹地を利用することから外観的に問題はなく、悪臭についても工場の操業期間から見て五月頃までに廃水の大部分が浸透を終わることから、事後の処理を適切に行なうことにより放臭を最小限度に抑制することができる。

(8) 砂丘の浄化効果と持続性について工場が現有する九〇haに及ぶ貯溜池を全面的に活用し、懸濁物を極力除去した後浸透させるものであることから短期間に砂粒の目詰りを起こすことはなく小規模なものとはいえ既設の斜網澱粉工場浸透池がすでに一〇年を経過している例をみてもこれを実証するものである。

(9) 畑地等への浸透は当然考えられ、明渠排水等の設置を計画している。

(10) 浸透水の海水と与える影響は、浸透水が海へ浸出すを時期はおそくとも五月頃までと想定されるので、この時期における漁業の実態はさくらますが若干回遊する程度で、地先漁業にはほとんど支障はない。

また秋期の浸出は十月以降となり、この時期は北西の季節風により海水は常に移動かく乱され、稀釈が促進されることから大きな支障は想像することはできない。

再度斜里町美咲地区防潮保安林の保護について

昭和四十五年十二月二十五日

HNCSS 第七六号

北海道知事 町村金五郎

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪

北海道自然保護協会は先きに、斜里砂丘林の保護問題について要望書を提出しました(四十五年十一月二十四日付HNCSS七五号)。このことについてその後、道側でも調査団を派遣され、種々ご検討があったかに聞知しておりますが、その結果出された道案につきましては必ずしも前項の要望の趣旨が正しく考慮されているとは考えがたい面もあります。

本協会では、本件ならびに道案につきさらに調査をいたしました結果、以下の諸項目について再度ご検討ご考慮のうえ科学的に最善の方策を立てられるよう希望するものであります。

一、工場内においてあらゆる科学的処理とあらゆる処分を検討してもなおかつ、砂丘林地の使用がやむを得ないとするならば、その判断の科学的根拠を明確にされたい。

二、人口数十万の都市に匹敵すべき排水の処理処分に関して、十分な調査期間と費用も計上せず、単なる推論に基づいて安易に計画が立案施行されることは容認いたしがたい。このような現今、最大の課題の一つとなっている環境破壊の問題に対しては、慎重な科学

的計画が立てられなければならない。

一 参考

一、工場内における物理化学的、生物化学的処理を最大限に行ない、工場内において負荷を減少させる方法の検討に遺漏がなかったか。

二、工場内工程制御 (In plant control) の原則は、十分に検討されているかどうか。

三、排水処理を通常にわたって行ない、放流負荷を平均化、減少させる方策の検討は行なわれたか。

四、排水問題がネックになっていることが明白な中、斜里工場の増設を、この問題の解決なしに行なうことについての基本的な再検討はなされたか。

五、砂丘林地の使用がやむを得ないとするならば、以下の点についての検討が行なわれなければならない。

(イ) 透過能力維持に対する保証 (所要面積の算定根拠) は明確か。

(ロ) 全有機物負荷を透過処理に委ねる場合、負荷減少の確認に問題はないか。(スチフェン排水のごとき極端に高い有機物負荷の減少と海への無害化が保証しうるのかどうか)

(ハ) 閉塞して透過不能になったときの対策はどうなっているか。(海への直接放流の危険は絶対にありえないのか)

(ニ) 陸側に透過した廃液の海洋への放流方式と、その際の放流点の負荷をどのようにみているのか。

(ホ) 工場内における前処理 (とくにス

チフェンなど) の濃厚廃液などについて、効果をどの程度に計算しているのか。

六、砂丘林を犠牲にする以上は、総合的判断とともに技術的に少なくとも前項に示したような問題を明確にしておかなければ、やむを得ず自然破壊をする場合の責任が保ら得ないであろう。もしこれらの検討の不備によって、無用に大きな林地を犠牲にしたり、また事業地拡大がいったん設定された排水処理プロセスの維持のために行なわれるようなことは、絶対にあつてはならない。

七、河川水質保護の観点からすれば、もし他に方法があれば河川水質基準値に執着して、道案にみられるような中途半端な分離処理を行なうことには疑問がある。

阿寒国立公園内摩周湖第三展望台と裏摩周展望台間の車道新設計画について

阿寒国管発第二五〇号
昭和四十五年十二月二十五日
北海道自然保護協会会長殿
厚生省国立公園部
阿寒国立公園管理事務所長

阿寒国立公園摩周湖周辺的車道はご承知のとおり、現在は弟子屈第一展望台と第三展望台と川湯を結ぶ道々屈斜摩周線のほか、道々清里中標津線から分岐する固有林々道が、摩周湖北側稜線(通

称・裏摩周展望台)に到着しているだけでありませう。

しかし最近にいたり、北海道観光連盟が行なった中標津町養老牛地区観光開発診断の中で「最大のガンは裏摩周」であるから「裏摩周道路開発促進期成会」を結成し、政治力を大いに發揮してその実現促進をはかる」よう示唆されたのを契機に、摩周第三展望台と裏摩周展望台を結ぶ車道を新設してほしいという地元有機運が、急速に高まってまいりました。

この道路計画は、阿寒国立公園の保護管理上きわめて重大な影響をもたらすだけでなく、広く全日本の視野からみても、かけがえのない自然地域であるだけに、自然保護上大きな問題であると考えられます。

このたび当事務所としては「広域観光道路整備期成会(準備局長)に対し別添のとおり、反対意見書を提出いたしましたので参考までにお送りいたします。

今後この道路計画の要望がより具体化した場合には、上記事情をご勘案のうえ慎重にご検討下さるようお願い申し上げます。

美々、ウトナイ間の湿原地帯の永久保存のお願い
昭和四十五年十二月
北海道自然保護協会会長殿
苫小牧郷土文化研究会
会長 門 脇 松次郎

自然や歴史的環境は、それ自体が有す

る文化的意義とか学術的価値のほかに、現代社会に生きとし生ける人間には全く敵対関係にあるのではなく、むしろ生命の悦びと安らぎを与えるものであるといわれています。先般、国民生活審議会調査部会答申案に次の如きことが示され要約しますと

わが国が新しい目標として掲げるべきものは、人間のための物的、社会的に最適な「豊かな人間環境の創造」である。

生活の場としての人間環境は

(1) 人類として確保すべき生存環境
(2) 人間として快適な環境
(3) 多様な欲求にこたえうる創造性のある環境

の三条件を満たさなければならない。この目標を果すためには

(1) 豊かな人間環境についての長期的ビジョンと、具体的整備計画の策定

(2) 環境を総合的なシステムとしてとらえ、創造するための行政システムの変革

(3) 物を捨てることにも責務が伴うなどなどの意識の転換

と人間環境の環境づくりに、基本的姿勢が前向きに答申されています。また、北海道として「自然保護条例案」が、日本として初めて道民に示されました。その内容の骨組みをみますと

「北海道のすぐれた自然の保護を道政の基調とし、自然と生活の調和を図り緑豊かな生活環境をつくる」

「この目的を達成するために、道と市町村は自然保護に関する施策を施し、道民はこれに協力し、すすんで自然の保護につとめなければならない」

以上のような力強い道民としての自然保護憲章がうまれました。この条例の立案者である佐々木道林務部次長は、自然と人間の調和ということで、西洋で

は、自然は人間のためであるという考え方が、日本人は自然は人間とともにある。自然と人間は切り離せない」と、人間と自然環境の不離一体である日本人本

厚岸の古図

辻井達一

みても立派とは申しがたい建物だ。入口で神妙に一〇円払って、どうせ時間はあるのだし、いまままでにこんなはじめに博物館をみたことがない、とわれながら考えたほどゆっくりと館内をまわった。

どうやらガラタタに類する、と素人目にも思えるものもあるけれども、いい建物にきれいに配置すれば、どんなにかよかろうとおもわれるものも少なくない。

去年の春、根室の風連から厚床、霧多布、厚岸、昆布森と通って釧路へとぬけた。汽車までの時間を持って余してそれではひとつ、博物館へでもいこうか、ということになったのはべつに学問に対する情熱、などというようなものではない。ただ、釧路で見に行くところを、ほかに思いつかなかっただけである。

中に一つ、昔の釧路、根室地方を画いた小さな画卷物があつて、偶然、いましてた通つて来た霧多布から厚岸のあたりが、開いてあつた。地名はカナで書いてあるからよく分かる。昔の人が使つたものだから、その当用のあるところ、つまり海岸に近い部分しか画いてない。しかし、根室から大葉毛におよぶスケールの大きさは、とうてい写真でカバーできるものではないから、概念を得るには、いまだつてじゅうぶん、その役目を果たす。

山の格好はいいかげんとしても、湾入や崖などはかなりいいところまで画いてある。だから海岸沿いの旅行や生活には必要でじゅうぶんなものだといえるだろう。

この絵図でもう一つおもしろいとおもつたのは、まぎれもなく針葉樹ばかりが画いてあつたことである。現在、このあたりの海岸台地はトドマツもかなりあるし、茶内あたりの内陸にはエゾマツやオシロイの林も残つてはいるけれども、おおかたはダケカンバなどの広葉樹がかなり混じっている。

針葉樹が、昔はもっと多かつたという話はよく聞かされる。絵空事、などという言葉もあるにしても、この図面なんかは、まあ、信用していいのではないかと思う。うかつなことに作者の名前も、画かれた年代もたしかめるのを忘れてしまった。原図は、函館図書館にあるそうである。

(北大農学部助教授)

来の自然に対する愛情を指摘されていきます。

このように、自然保護と環境の問題は直接的な人間の生活問題として切り離すことのできない、人間自体が安住と喜悅をより高い自然環境の中に求める必然性を示しているのであります。

今日の社会的人間の自然環境と、豊かな人間環境づくりの切実な要望は、人間の生命力の希求から爆発的な願望としてわれわれの眼前にくっきりと現われはじめましたことは、何人も否定することのできない事実であります。

そこでわれわれは、ふる里・苦小牧の歴史的自然環境を素朴な回顧をしてみることが、無駄なことではないと思えます。美々ウトナイ帯は地質学考古学的に次のように記録されています。

今から五万年もの大昔地表は、水河に見舞われていた。当時の北海道は、アジア大陸と陸つづきであつた。

水河時代が去り、津軽海峡や宗谷海峡ができ、石狩と勇払は海峡であつた。

美々は海底であり、一万年以前内浦湾、洞爺湖、支笏湖の陥没、樽前山、有珠岳、駒ヶ岳の誕生となつた。

四、五千年前道南と中央部が陸つづきとなる。ウトナト湖、弁天沼は海跡湖として今日残されている。美々地方には約七千年前先祖が住みついでいる。美々附近の貝塚、植苗附近の遺跡や出土品から立証されている。

美々、ウトナイの歴史的環境は、先人たちの生活から今日に至るながいながい

人類生存の歴史を、あまりにも明確に事実として現代人のわれわれに残し伝えているのであります。

美々、ウトナイの四季を通じての景観は、広大な北海道の中においても数少ない、ユニークな風物詩を描いています。ごく単調な色彩で塗りつぶされてしま

う、荒涼たる葦の原が五キロか六キロ続き、湧水や湿地帯の水がたまりにたまって美々川の流れとなり、ウトナイ湖に注ぎ、茫漠たる勇払原野の千古の歴史を秘めた、人間と自然の哀歎の歴史を物語っている特異な地帯といえましょう。

だからこそ心ある多くの人々は、この地帯をこよなく愛で、失ってはならないという人間本来の願望を強く訴えているのであります。この地帯は人類の生存のもたらした、地球のほんの一握りの微粒子的価値にしかすぎませんが、自然と人間と人類が共にいづくしみ合い、見事な歴史的環境を今日まで持続させてくれた史実の流れは、人類として確保すべき生存環境であり、北海道のすぐれた自然保護の地帯であると声高らかに申せましょう。

われわれは、このような自然環境として価値観の高い、美々、ウトナイの永久保存をこい願うものであります。

参考とし面積について申し上げます。
(別添地図参照)

- 一、ウトナイ地区 三二二・五ha
- 一、白鳥湖地区 四三三・三ha
- 一、ペンケナイタツプ地区

- 一四四・〇ha
 - 一、美々川地区 二二八・八ha
 - 一、美沢地区 六〇・〇ha
- 右に示しました面積となります。これが永久保存は、難事中の難事であることは全くその通りであります。道当局と相談のうえ対処方、伏してお願い申し上げます。

大浜海岸の砂採取について (照会)

簡普第三五三号
昭和四十六年一月十三日

北海道自然保護協会
北海道財務局

管財部長 星野健 二

普通財産として管理している下記所在の財産から、砂利業者がオリソピタ関係道路等の用に使用する目的で砂の売払を要請してきているが、当局としては自然保護、海岸の保全等から問題があると思われ、目下検討中です。ついては、ご繁忙のところ恐縮ですがこのことについて貴職のご意見をいただく照会します。

小樽市大浜町二五三番地
大浜海水浴場から新川まで

阿寒国立公園内、摩周湖第三展望台、摩周湖展望台間の車道新設計画について

昭和四十六年一月十九日
HNCS 第七六号
北海道

- 北見営林局
- 帯広営林局
- 弟子屈営林署
- 清里営林署
- 中標津営林署
- 弟子屈、清里、中標津広域観光道路整備期成会
- 釧路土木現業所
- 厚生省国立公園部
- 国立公園審議会
- 日本自然保護協会
- 国立公園協会

北海道観光連盟 各宛
北海道自然保護協会

会長 東条猛 猪

摩周湖は阿寒国立公園において、もっとも美しい自然景観をもつところとして知られております。この地域に従来から設けられた車道ならびに展望台の利用者増大と、車輛の大型化などにともなう沿道の植生破壊、湖水の汚濁等の危険が生じつつあります。

近時、標記道路新設の要望が地元から出されておりますが、わが国の自然公園中、もっともすぐれた自然景観を有するところに、さらに車道新設を計るのは、観光的にみてもむしろ自殺行為に等しいものといわなければなりません。

原始的景観を有するところの観光利用手段としては、すでに自動車利用制限すら考えられつつある現在、なお車道新

設によって自然景観の破壊を計ることは得策とは考えられないのであります。山岳道路の自然におよぼす悪影響については、各地で諸種の注目すべき報告もあり、本協会としては本道路計画を、本地区についてはきわめて不適当なものと考えざるものであります。

編集 前後

中斜里のホタレン工場の廃液問題は、農漁業関係者の生活問題もあって、自然保護と公害問題の複雑な様相の縮図である。しかし自然保護は、永い目で当然農漁業の生活権の保証となるはずで、結局は工場側に十分な自覚と決断を要請する以外にはない。幸い工場側が、その点で一步を踏み出しつつあることはありがたいことで、今後とも一層のご努力を願わずにはいられない。

美々川流域の保全は、上流地域の汚濁防止を確保することが先決である。今後の都市化、工場進出などに対するモデルケースにもなることだ。
(井手)

昭和四十六年三月十五日発行
札幌市北二条西八丁目
北海道大学植物園内
発行所 北海道自然保護協会
電話(二二)〇〇六六番
発行人 井手 貴 夫
印刷 札幌印刷株式会社